

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p style="text-align: center;">(公共建築物木材利用促進法の特例)</p> <p>第24条 <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第12条</u>の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第3条第2項中「10年以内」とあるのは「12年以内」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第10条第1項</u>の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第114条、第116条第4項、第119条、第122条第2項、第123条第2項、第125条及び第126条第2項の規定の適用を受ける者で平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響（以下「原子力発電所事故による災害の影響」という。）を受けているものについての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p style="text-align: center;">(建築物木材利用促進法の特例)</p> <p>第24条 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第19条</u>の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第3条第2項中「10年以内」とあるのは「12年以内」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第17条第1項</u>の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第114条、第116条第4項、第119条、第122条第2項、第123条第2項、第125条及び第126条第2項の規定の適用を受ける者で平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響（以下「原子力発電所事故による災害の影響」という。）を受けているものについての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>												
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td>第24条</td><td>[略]</td></tr><tr><td>及び<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第10条第1項</u>の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画</td><td>、<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第10条第1項</u>の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画及び東日本大震災に係る被災証明書</td></tr></tbody></table>	[略]		第24条	[略]	及び <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> （平成22年法律第36号） <u>第10条第1項</u> の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画	、 <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> （平成22年法律第36号） <u>第10条第1項</u> の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画及び東日本大震災に係る被災証明書	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td>第24条</td><td>[略]</td></tr><tr><td>及び<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第17条第1項</u>の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画</td><td>、<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第17条第1項</u>の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画及び東日</td></tr></tbody></table>	[略]		第24条	[略]	及び <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> （平成22年法律第36号） <u>第17条第1項</u> の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画	、 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> （平成22年法律第36号） <u>第17条第1項</u> の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画及び東日
[略]													
第24条	[略]												
及び <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> （平成22年法律第36号） <u>第10条第1項</u> の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画	、 <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> （平成22年法律第36号） <u>第10条第1項</u> の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画及び東日本大震災に係る被災証明書												
[略]													
第24条	[略]												
及び <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> （平成22年法律第36号） <u>第17条第1項</u> の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画	、 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> （平成22年法律第36号） <u>第17条第1項</u> の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画及び東日												

	本大震災に係る被災証 明書
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。